

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成19年1月5日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ伏石店 高松市伏石町字鹿腹1614番1ほか

3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要

周辺に学校等があることから、環境に配慮した交通安全対策の徹底、交通渋滞の解消に万全を期すこと。

4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

(2) 縦覧期間

平成19年5月25日（金曜日）から同年6月25日（月曜日）まで